

かけはし別冊  
障害年金講座

〈基本事項〉

令和5年5月



日本年金機構  
Japan Pension Service

# 目次

## 障害年金講座〈基本事項〉

### 《障害年金の請求時》

1. 初診日の考え方	3
2. 初診日の確認（第三者証明）	
(1) 初診日の確認について	5
(2) 具体的な参考資料の例	5
(3) 第三者証明について	6
3. 障害認定日	
(1) 障害認定日とは	12
(2) 初診日から起算して1年6月を経過する前に 障害認定日として取り扱う事例	13
4. 障害の程度の基準	
(1) 障害の程度の基本	17
(2) 具体的な障害の程度	18
(3) 障害等級の目安	22
5. 請求時期について	24

### 《年金の請求時（共通）》

6. 年金の受け取りが可能な金融機関	
(1) 年金の受け取りが可能な金融機関	25
(2) 年金受取機関の例外	25
(3) 年金受取機関欄の確認	26
(4) 「ゆうちょ銀行」を振込先とする場合の記入例	27
(5) 「公金受取口座」を振込先とする場合の記入例	28

### 《障害年金の受給後》

7. 障害状態確認届について	
(1) 障害状態確認届とは	29
(2) 障害状態確認届の送付	29
(3) 提出勧奨	31

※この「かけはし別冊」は、実際に掲載された時期から改定があった事項は見直しを行い、掲載しております。

## 初診日とは

障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日のことを「初診日」といいます。

また、次の場合も初診日となります。

①	同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
②	傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
③	障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
④	先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
⑤	先天性の心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日



具体的な初診日の考え方として、次の3つの例を見てみましょう。

（例1）先天性の知的障害（精神遅滞）は、出生日が初診日となります。

Q. 請求傷病名は「知的障害」で、初めて医療機関を受診したのは就学前ですが、いつが初診日となりますか？

A. 傷病名が「先天性の知的障害※」であれば、出生日が初診日となります。  
なお、受診状況等証明書は不要です。

※ ただし、頭部外傷や高熱などが原因で知的障害となった場合は、原則として初めて医療機関を受診した日を初診日として取り扱います。

(例2) 発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害など）は、自覚症状があって、初めて診療を受けた日が初診日となります。

**⚠【注意】** 発達障害と知的障害（精神遅滞）は異なります。

Q  
&  
A

Q. 請求傷病名は「発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害など）」で、療育手帳が発行されていますが、初診日は誕生日となりますか？

A. 初診日は、療育手帳の有無に関係なく、初めて診療を受けた日となります。なお、病歴・就労状況等申立書には誕生日からの状況を記載願います。

(例3) 先天性股関節脱臼

- a. 完全脱臼したまま生育した場合は、誕生日が初診日となります。
- b. 青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日が初診日となります。

Q  
&  
A

Q. 請求傷病名は「変形性股関節症」で、仕事中に違和感を感じて初めて受診して判明しましたが、医師からは生まれつきの傷病と言われています。この場合、初診日は誕生日となりますか？

A. 初診日は、初めて診療を受けた日になります。股関節症の場合、完全脱臼したまま生育した場合は、誕生日が初診日となります。

※ 20歳前に初診日がある方は、「初診日を証明する手続きの簡素化」、「病歴・就労状況等申立書の記載の簡素化」ができる場合があります。  
詳しくは、「かけはし」第66号、第68号を参照ください。

## 2. 初診日の確認（第三者証明）

「かけはし」第54号より

### （1）初診日の確認について

障害年金の請求については、受給要件を満たしていることを確認するために、初診日を明らかにする書類（受診状況等証明書などの医療機関の証明）の添付が必要です。

しかし、終診（転医）から5年を経過していると、当時の診療録が廃棄されていること等により、初診時の医療機関における診療録に基づく初診日の証明が得られないことがあります。

この場合、2番目に受診した医療機関の受診状況の証明書、及び初診日を合理的に推定できる具体的な参考資料により、本人が申し立てた日を初診日と認めることが可能な場合があります。

※20歳前に初診日があるケースにつきましては、「かけはし」第80号を参照してください。

### （2）具体的な参考資料の例

初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、写しを「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

- ① 身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 身体障害者手帳等の申請時の診断書
- ③ 生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書
- ④ 交通事故証明書
- ⑤ 労災の事故証明書
- ⑥ 事業所等の健康診断の記録
- ⑦ インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー
- ⑧ 健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）
- ⑨ 次の受診医療機関への紹介状
- ⑩ 電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）
- ⑪ お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）
- ⑫ 第三者証明
- ⑬ その他（例えば、交通事故による請求で事故証明が取得できない場合、事故のことが掲載されている新聞記事を添付するなど。）

### (3) 第三者証明について

前述「(2) 具体的な参考資料の例」の⑫第三者証明について、作成にあたっての留意事項と記載例を掲載しましたので参考にしてください。

なお、日本年金機構ホームページにあります『「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」を記入される方へ』をあわせて参照してください。

#### <初診日を確認するための留意事項>

■ 原則、複数の第三者証明書により確認します。(三親等以内の親族※1は除く)

■ 第三者証明には申立者が請求者の受診状況を

・直接見て認識していた場合

・請求者やその家族から聞いて知った場合(伝聞)

があります。なお、伝聞の場合は、原則請求時からおおむね5年以上前に聞いていたことが必要になります。

■ 第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者※2であった場合は、当該第三者の証明のみで初診日を認めることができます。

#### <20歳以降に初診日がある場合>

■ 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券や入院記録などの、初診日について客観性が認められる他の参考資料が第三者証明とあわせて提出された場合に、請求者申立ての初診日を認めることができます。

#### <20歳前に初診日がある場合>

■ 請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病による診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。

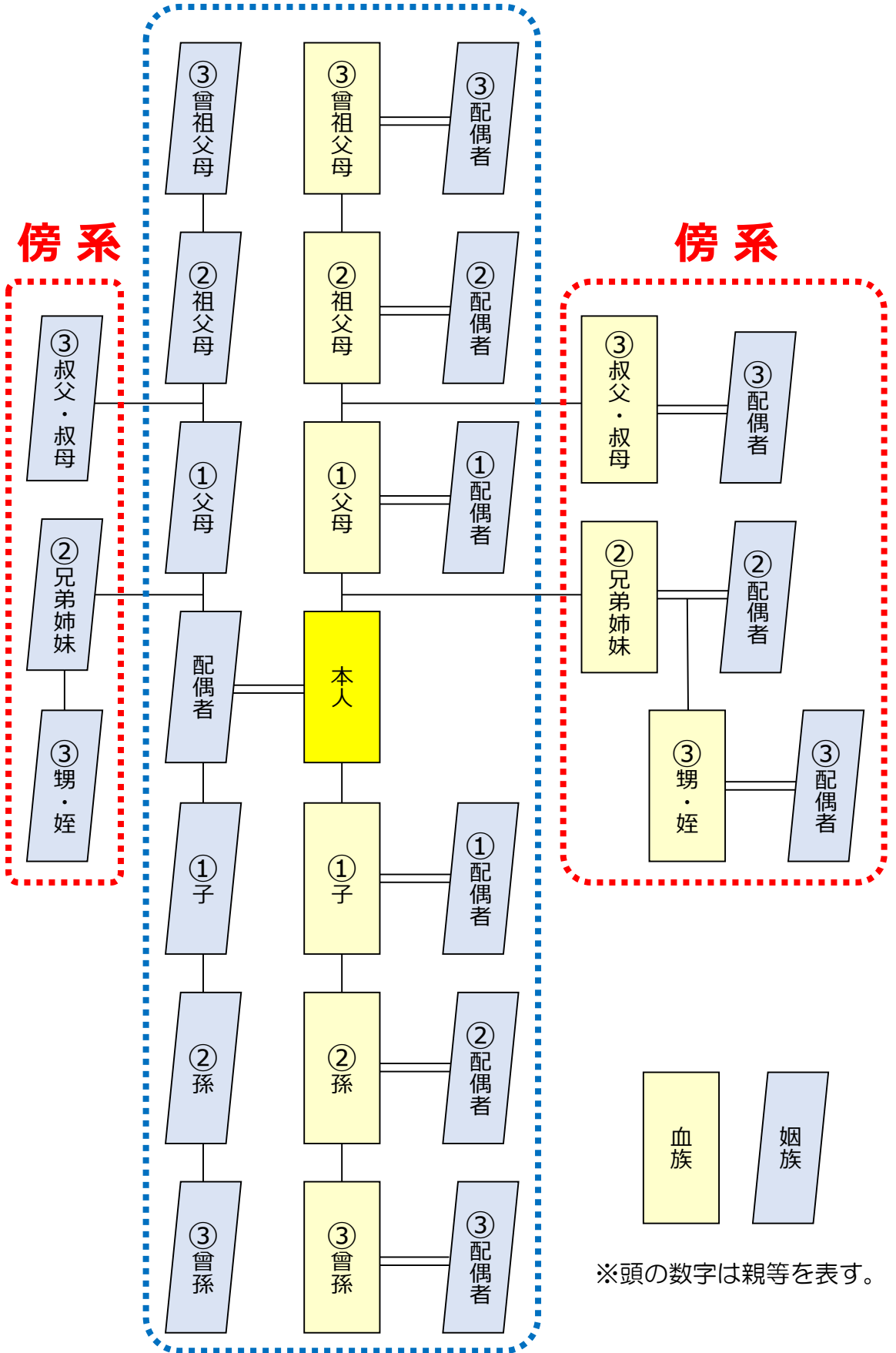
※1 三親等以内の親族については、次ページの図中①～③を指します。

※2 医療従事者とは、医療機関の担当医師、看護師、薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。医師以外が記載する場合は初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。

# 直系

## 傍系

## 傍系



## 第三者証明の記載例

### 20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金（その1）

#### 初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 年金太郎 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

##### 知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。  
なお、聞いた時期は（昭和・平成・令和 年 月 日）頃です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

##### 請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：〇〇高校担任 現在の関係：元担任

〇傷病名：左膝関節硬直 〇初診日：昭和・平成・令和 52年 頃 月 日（頃）

〇医療機関名・診療科：〇〇病院 〇所在地：△△市

##### 申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。申立者が見たり聞いたりした当時に加った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

昭和52年4月頃より、〇〇高等学校で年金太郎さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書（病名：左膝関節硬直）を提出して見学していました。

- ・ 障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日のころに直接見て（聞いて）知った内容を記載。
- ・ 20歳前の場合は、初診日のころに限らず、20歳前に医療機関を受診していることがわかる内容を記載。
- ・ 最近知った情報は記入せず、当時に知った内容のみを記載。

【申立日】令和 〇 年 〇 月 〇 日

<申立者> 住所：〒999-9999 △△市××1-1

連絡先：00 (0000) 1234 氏名：◆◆◆◆

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

押印は不要



## 第三者証明の記載例

### 20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金（その2）

#### 初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 年金 太郎 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

##### 知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成・令和 年 月 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

##### 請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：同級生 現在の関係：友人

○傷病名：左膝関節硬直 ○初診日：昭和・平成・令和 52 年 月 夏頃 日（頃）

○医療機関名・診療科：〇〇病院 ○所在地：△△市

##### 申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。申立者が見たり聞いたりした当時知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

昭和52年、〇〇高等学校で1年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからないよう、包帯を巻いて固定されていました。

また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

【申立日】令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

<申立者>

住所：〒000-0000 △△市××2-2-2

連絡先：99 (1111) 9999 氏名：□□ □□

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

押印は不要

## 第三者証明の記載例

### 20歳以降に初診日がある場合の障害基礎年金（その1）

- 原則、複数の第三者証明が必要。
- 第三者証明の他、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く確認し添付すること。

#### 初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 国年 花子 の初診日頃の受診状況などを知

障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診したころの様子を聞いて知った場合は「2」に○を付ける。その場合は聞いた時期も記載。

状況などは、

1. 直接見て知りました。

2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成・令和）20年 夏月 頃日

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：近隣住民

現在の関係：近隣住民

○傷病名：双極性障害 ○初診日：昭和・平成・令和 20年 夏月 頃日（頃）

○医療機関名・診療科：精神科の病院 ○所在地：〇〇市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。申立者が見たり聞いたりした当時を知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

国年花子さんは、自分の子どもと同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成20年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。花子さんの母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、医師の指示で休むようになったとのことであった。

- 障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日ごろに直接見て（聞いて）知った内容を記載。
- 最近知った情報は記入せず、当時に知った内容のみを記載。

【申立日】令和 〇年 〇月 〇日

<申立者>

住所：〒333-3333 〇〇市△△5-5-5

連絡先：999 (000) 9999

氏名：▼▼▼▼

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

押印は不要

## 第三者証明の記載例

### 20歳以降に初診日がある場合の障害基礎年金（その2）

#### 初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 国年 花子 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

##### 知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成・令和 20 年 夏頃 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

##### 請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：いとこ 現在の関係：いとこ

○傷病名：双極性障害 ○初診日：昭和・平成・令和 20 年 8 月 日（頃）

○医療機関名・診療科：〇〇メンタルクリニック ○所在地：〇〇市

##### 申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。申立者が見たり聞いたりした当時を知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

私は、花子さんより2歳年下で、年も近く母親同士も仲が良かったため親しくしていました。花さんは大学卒業後、希望の会社に入社できたので、とても喜んでいましたが、入社後は忙しかったからか連絡してもなかなか返事がありませんでした。

その年の夏頃に母から、花さんがうつ病で精神病院に通院していると花さんのお母さんから相談があったことを聞きましたが、秋頃に花さんに会う機会があり、8月から通院しているが体調も戻らないため、会社は退職したことを聞きました。

【申立日】令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

<申立者>

住所：〒 555-5555 ××市9-9-9

連絡先：090 ( 1234 ) 0000 氏名：〇〇 〇〇

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

押印は不要

### 3. 障害認定日

「かけはし」第49号より

#### (1) 障害認定日とは

障害認定日とは、障害の程度の認定を行う日のことをいいます。具体的には、障害の原因となった病気や怪我で初めて医師等にかかった日（初診日）から起算して1年6月を経過した日（初診日が平成27年7月31日の場合は、平成29年1月31日となる。仮に、初診日が平成27年8月31日の場合は、平成29年2月28日となる）か、またはその期間内に治った場合は治った日（症状が固定した日）※のことをいいます。

また、20歳前に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6月を経過した日が20歳前の場合は20歳に到達した日、20歳後の場合は1年6月を経過した日のことをいいます。

- ※ 障害認定基準等で初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日（傷病が治った状態）として取り扱う事例は次の（2）のとおりです。下記以外でも障害認定基準に記載されている「傷病が治った場合」に該当すれば、初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日として取り扱う場合があります。

## (2) 初診日から起算して1年6月を経過する前に 障害認定日として取り扱う事例

診断書	傷病が治った状態	障害認定日	障害等級の目安
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日	2級
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日	上肢3大関節又は下肢3大関節に人工関節を挿入置換した場合、原則3級
	切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日 (障害手当金は創面治癒日)	1肢の切断で2級、2肢の切断で1級、 一下肢のショパール関節以上で欠くと2級、 リスフラン関節以上で欠くと3級
	脳血管障害による機能障害	初診日から起算して6月を経過した日以後 (※1)	
呼吸	在宅酸素療法	開始日(常時使用の場合)	3級(常時(24時間)使用の場合)
循環器 (心臓)	人工弁、心臓ペースメーカー、 植え込み型除細動器(ICD)	装着日	3級
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日	1級(術後の経過で等級の見直しがある)
	CRT(心臓再同期医療機器)、 CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日	重症心不全の場合は2級 (術後の経過で等級の見直しがある)
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤 により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日	3級(一般状態区分が「イ」か「ウ」の場合)
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3月を経過した日 (※2)	2級
他	人工肛門造設、尿路変更術	造設日又は手術日から起算して6月を経過した日(※2)	左記のいずれか1つで3級
	新膀胱造設	造設日	3級
	遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後(※3)	1級

(※1)～(※3)の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

※1

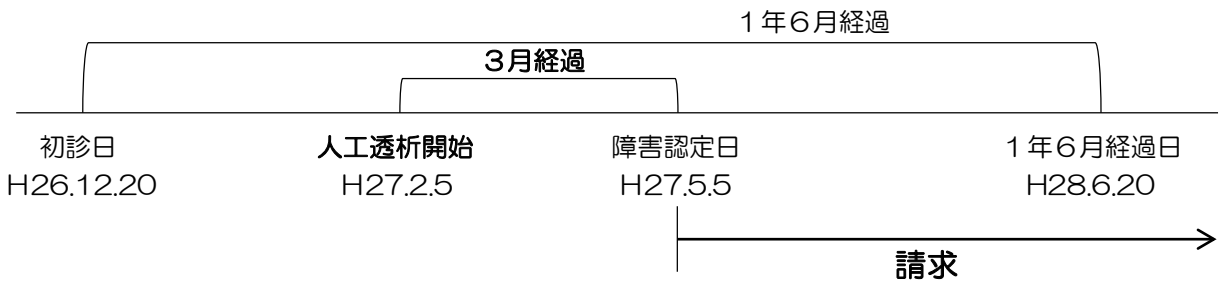
脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から起算して6月経過した日以降に、医学的観点からそれ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるときに認定されるため、請求すれば必ず認められるものではありません。

※2

初診日から1年6月を経過する前でも、人工透析療法の場合は透析開始から3月経過した日、人工肛門造設又は尿路変更術の場合は、造設日又は手術日から6月経過した日を認定日として請求することができます。

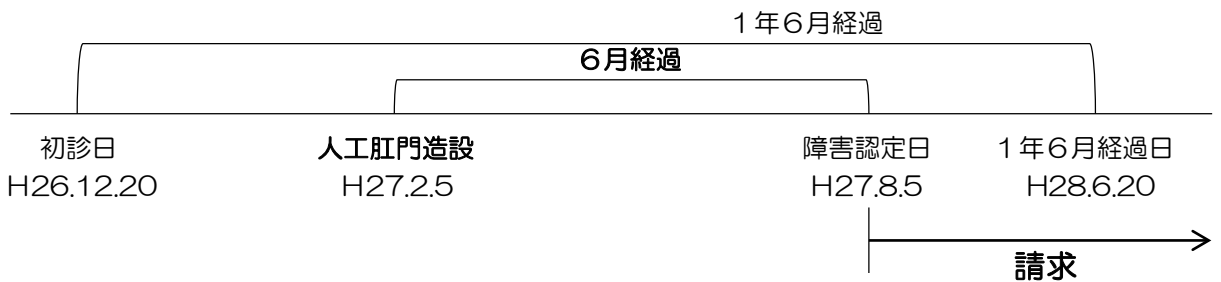
例1

～人工透析開始の例～



例2

～人工肛門造設の例～



参考

#### 事後重症による請求の場合

初診日から1年6月経過後に人工透析を開始、人工肛門を造設、尿路変更術を実施した場合は、障害認定日をすでに経過し、受給権発生日が請求日となることから、3月経過及び6月経過にとられることなく、請求できます。

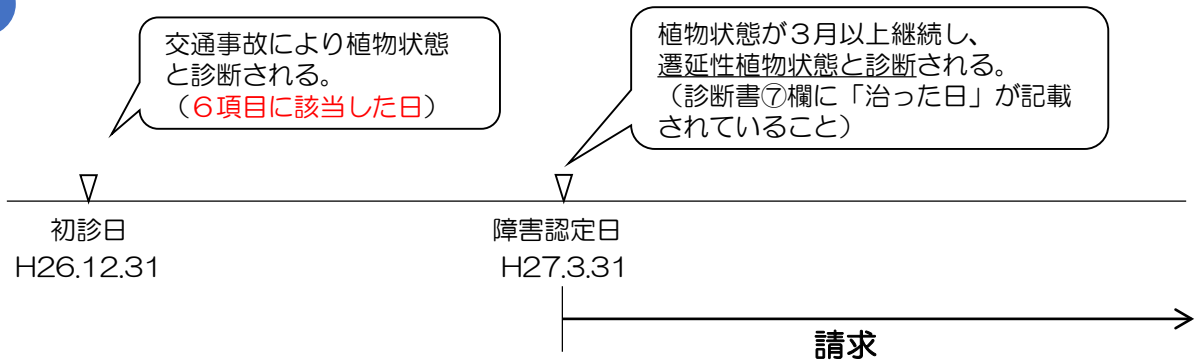
※3

「遷延性植物状態」の診断基準は、次の①～⑥に該当し、かつ、それが3月以上継続しほぼ固定している状態のことをいいます。遷延性植物状態（障害認定日）の起算日は、診断基準の6項目に該当した日になります。

＜植物状態の診断基準の6項目＞

- ①自力で移動できない
- ②自力で食物を摂取できない
- ③糞尿失禁をみる
- ④目で物を追うが認識できない
- ⑤簡単な命令には応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- ⑥声は出るが意味のある発語ではない

例



遷延性植物状態により

初診日から1年6月以内に 障害年金の請求があった場合の診断書チェックポイント！

事項	認定日請求時の留意点
起算日	現在までの経過に「平成〇〇年〇〇月〇〇日 意識障害を呈し昏睡となる」等の記載がされているか。 (診断書⑨欄)
障害認定日 (治った日)	「治った日」が記載されているか。 (診断書⑦欄) 起算日と治った日は、3月以上経過しているか。 →例えば、平成26年12月31日から起算して3月を経過した日は、平成27年3月31日となります。
現症日	障害認定日（治った日）以降3月以内であるか。

(例1) 障害認定日による請求手続きについて知りたい。



Q  
&  
A

Q. 障害認定日から数年経過しましたが、障害認定日による請求はできますか？

A. 請求は可能です。また、障害認定日から1年以上経過してから請求する場合は、障害認定日時点の診断書と、請求日時点の診断書を添付してください。

(例2) 請求方法による違いについて知りたい。



Q  
&  
A

Q. 障害認定日による請求と事後重症による請求で、年金を受け取れる時期に違いはありますか？

A. 障害認定日請求で障害年金が決定した場合は、障害認定日の属する月の翌月分から、事後重症請求受給で決定した場合は、請求日の属する月の翌月分から受給できます。

ただし、障害認定日から5年以上過ぎてから認定日請求した場合、請求日から5年より前の分は時効により受け取ることができません。



## 4. 障害の程度の基準

「かけはし」第50号より

### (1) 障害の程度の基本

障害年金を受けるためには、次の障害等級に該当する程度の障害の状態にあることが必要です。障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級に分けられています。

障害の程度を認定する基準となるものは、国民年金法施行令別表（1級、2級）及び厚生年金保険法施行令別表第1（3級）（以下単に「別表」といいます。）に規定されていますが、その障害の状態の基本は、次のとおりです。（障害認定基準より抜粋）

#### 障害等級1級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

#### 障害等級2級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

#### 障害等級3級

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。

#### 【ポイント】

障害基礎年金が支給されるのは、**1級 または 2級に該当する場合**です！



## (2) 具体的な障害の程度

### (1) 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢の全ての指を欠くもの
	5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢の全ての指を欠くもの
	10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢の全ての指を欠くもの

2 級	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## (2) 厚生年金保険法施行令別表第1

障害の程度	障害の状態	
3 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
	6	一下肢の3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4 指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の10 趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## (2) 具体的な障害の程度

(参考) (令和3年12月31日以前)

### (1) 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1 級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 厚生年金保険法施行令別表第 1

障害の程度	障害の状態
3 級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の10趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

### (3) 障害等級の目安

別表には、各障害等級における障害の状態が規定されています。

また、障害の種類ごとに、障害の程度を認定する基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下単に「障害認定基準」といいます。）が定められています。

#### 【参考】障害認定基準に定められている障害の種類

- |                |                 |               |
|----------------|-----------------|---------------|
| ① 眼の障害         | ⑧ 精神の障害         | ⑮ 代謝疾患による障害   |
| ② 聴覚の障害        | ⑨ 神経系統の障害       | ⑯ 悪性新生物による障害  |
| ③ 鼻腔機能の障害      | ⑩ 呼吸器疾患による障害    | ⑰ 高血圧症による障害   |
| ④ 平衡機能の障害      | ⑪ 心疾患による障害      | ⑱ その他の疾患による障害 |
| ⑤ そしゃく・嚥下機能の障害 | ⑫ 腎疾患による障害      | ⑲ 重複障害        |
| ⑥ 音声又は言語機能の障害  | ⑬ 肝疾患による障害      |               |
| ⑦ 肢体の障害        | ⑭ 血液・造血器疾患による障害 |               |

ここでは、別表に規定されている障害の状態のうち、分かりにくいものについて、障害の種類ごとに例示します。

#### 障害等級 1 級

##### ① 1 級 9 号

ア 内部疾患（循環器（心臓）疾患など）や外部疾患（肢体の障害など）による障害で、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるもの

イ なお、上記アに準じ具体的に障害等級 1 級として認められるものは、例えば、

- ・循環器（心臓）疾患において、心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着した場合

（ただし、術後の経過で等級の見直しがあります。）

##### ② 1 級 10 号

精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、知的障害、発達障害など）による障害で、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるもの

## 障害等級2級

### ①2級15号

ア 内部疾患（腎臓疾患や循環器（心臓）疾患など）や外部疾患（眼の障害、聴力の障害、肢体の障害など）による障害で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

イ なお、上記アに準じ具体的に障害等級2級として認められるものは、例えば、

- 腎臓疾患において、人工透析療法を施行した場合
- 循環器（心臓）疾患において、重症心不全によりCRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した場合（ただし、術後の経過で等級の見直しがあります。）

### ②2級16号

精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、知的障害、発達障害など）による障害で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

## 障害等級3級

### ①3級12号

ア 内部疾患（循環器（心臓）疾患や呼吸器疾患など）や外部疾患（平衡機能の障害、肢体の障害など）による障害で、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

イ なお、上記アに準じ具体的に障害等級3級として認められるものは、例えば、

- 循環器（心臓）疾患において、人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）を装着した場合は、原則3級
- 呼吸器疾患において、在宅酸素療法を常時（24時間）使用の場合は原則3級
- 肢体の障害において、上肢3大関節（肩関節・肘関節・手関節）又は下肢3大関節（股関節・膝関節・足関節）に人工関節を挿入置換した場合は、原則3級

※上記事例について、診断書の内容によっては、障害等級の目安より上位等級となることがあります。

### ②3級13号

精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、知的障害、発達障害など）による障害で、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

## 5. 請求時期について

「かけはし」第63号より

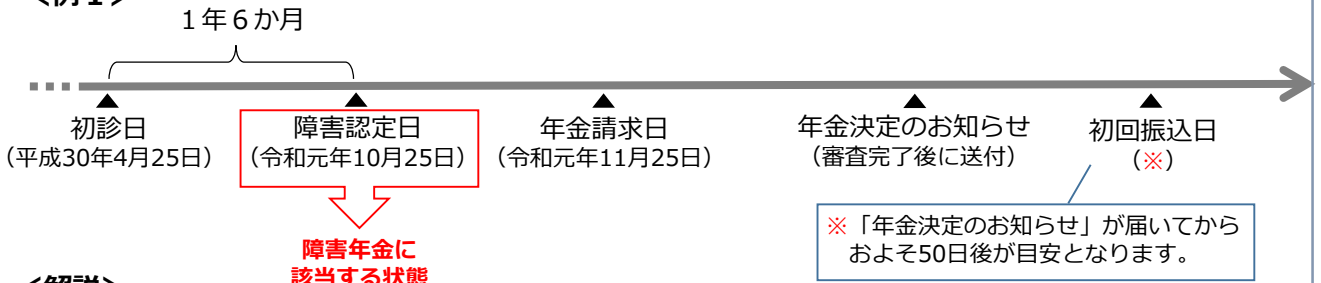
障害年金の請求時期は、主に「障害認定日による請求」と「事後重症による請求」の2つのパターンがあります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられていますので、以下の2つの請求例は、その条件を満たしていることが前提となります。

### 障害認定日による請求

障害認定日時点で法令に定める障害の状態にあるときは、**障害認定日の翌月分**から年金を受け取ることができます。これを「**障害認定日による請求**」といいます。

#### <例1>



#### <解説>

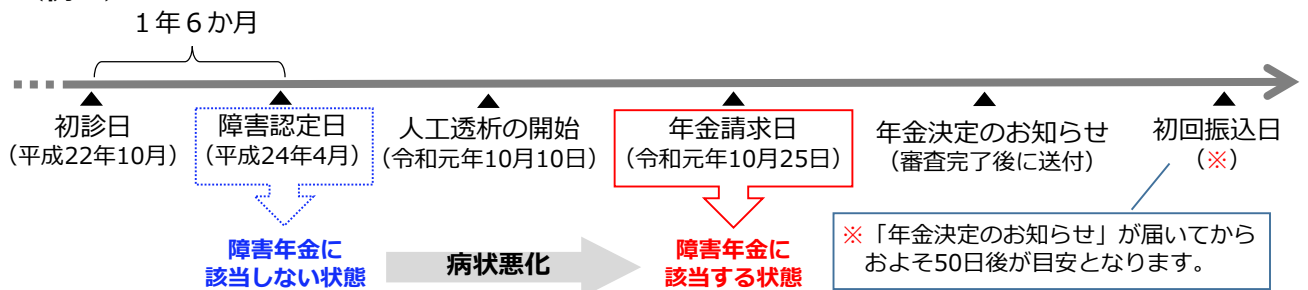
例1では、初診日が平成30年4月25日のため、障害認定日は1年6か月を経過した日である令和元年10月25日となります。

障害認定日において障害等級に該当する障害の状態にあれば、障害認定日以降に障害年金を請求することで、令和元年11月分から受け取ることができます。

### 事後重症による請求

障害認定日時点で法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには、**請求日の翌月分**から障害年金を受け取ることができます。これを「**事後重症による請求**」といいます。

#### <例2>



#### <解説>

例2では、初診日が平成22年10月となります。障害認定日には、症状が軽かったため、障害年金には該当しませんでした。しかし、令和元年10月10日から人工透析（2級相当）を開始したため、人工透析の開始日以降に障害年金を請求することで事後重症による障害年金を請求日の翌月分（請求日が令和元年10月の場合、令和元年11月分からの受け取りになります。）から受け取ることができます。

※ 請求日が令和元年11月となった場合は、令和元年12月分からの受け取りになり、請求日が遅くなると受け取りの開始月が遅くなります。障害等級に該当する障害の状態になった場合は、すみやかに請求するようご案内をお願いします。（請求書は、65歳に達する日の前日（65歳の誕生日の前々日）までに提出する必要があります。）



## 6. 年金の受け取りが可能な金融機関

「かけはし」第70号より

### (1) 年金の受け取りが可能な金融機関

年金請求書を受付する際に、年金請求書に記入された受取口座の金融機関が、年金の受け取りが可能な金融機関か確認してください。

#### ◇ 年金の受け取りが可能な金融機関※令和4年8月時点

- (1) ゆうちょ銀行
- (2) 都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫
- (3) 農協及び漁協
- (4) 次の9つのインターネット専門銀行
  - ① ソニー銀行
  - ② 楽天銀行
  - ③ 住信SBIネット銀行
  - ④ イオン銀行
  - ⑤ PayPay銀行※
  - ⑥ GMOあおぞらネット銀行
  - ⑦ auじぶん銀行
  - ⑧ UI銀行
  - ⑨ みんなの銀行

※「ジャパンネット銀行」は、令和3年4月5日付で「PayPay銀行」に名称変更をしました。

#### ◆ 注意点

上記以外の金融機関が記入されている場合は、年金の受け取り可能な金融機関に訂正するように案内してください。

### (2) 年金受取機関の例外

年金受取機関を確認する際に、さらに注意していただきたい点は次の3点です。

- (1) 貯蓄口座は年金の受け取りができません。
- (2) ゆうちょ銀行について、簡易郵便局は年金の受け取りができません。
- (3) 農協及び漁協については、一部年金振込ができないところがあります。

### (3) 年金受取機関欄の確認

正確な年金の振り込みを行うため、年金受取口座の確認が必要となります。

このため、年金受取機関欄を確認する際は、次のいずれかが記載又は書類の添付があるか確認してください。

- (1) 金融機関の証明印又は金融機関名（支店の表示の有無は問いません。）が表示されたゴム印が押印されている。※1
- (2) 預金通帳のコピー（金融機関名、支店名、名義人のフリガナ、預金種別、口座番号のわかるもの）が添付されている。
- (3) 預金通帳やキャッシュカードを目視確認した場合は、「確認した旨の表示」＋「（市区町村）窓口確認者の認印」がある。※2（複数人での確認が必要です。）
- (4) 公金受取口座を指定する場合は、証明書類の添付は不要である。

**Q** インターネット専門銀行には通帳がありませんが、請求書の年金受取口座はどのように確認すればよいですか。

口座を確認できる資料（インターネットから印刷したもの等）を添付するように案内してください。インターネット専門銀行でも、キャッシュカードをお持ちの場合がありますので、ご説明の際に確認してください。

なお、キャッシュカードをお持ちの場合など、記載内容を目視で確認したときは、右下の金融機関の証明欄に市区町村役場の「確認印」と「確認者の認め印」を押印してください。（下の図の確認印は1つの例です。）

**A**

1. 年金受取機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局)		(フリガナ) <b>ネンキン</b>		(氏名) <b>タロウ</b>	
金融機関 ゆうちょ銀行		口座名義人氏名 <b>年金太郎</b>		(名)	
14 金融機関コード	16 支店コード	(フリガナ) <b>ペイペイ</b>	銀行	(フリガナ) <b>スズメ</b>	17 預金種別
PayPay		信託協信連信通		18 口座番号(左詰めで記入)	99999
15 預金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明			
記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)		*通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名、名義人の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。) *請求書の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 *貯蓄預金口座又は貯蓄貯金口座への振込みはできません。	
15 支払局コード		*口座をお持ちでない方や口座でのお受取が困難な事情がある方は、お受取方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。			

●●市役所 確認 名前

※1 金融機関の確認とは、金融機関の証明印以外に金融機関名（支店の表示の有無は問いません。）が表示されたゴム印が押されていることを言います。

※2 インターネット専門銀行以外でも、窓口で記載内容を目視確認した場合は、同様に確認したことの押印をしてください。



窓口で目視確認を行う際は、記載誤りがないか十分に注意して確認してください。（記載誤りがあると年金の振り込みができず、年金の受け取りが遅れてしまいます。）

# (4) 「ゆうちょ銀行」を振込先とする場合の記入例

## 記入例①

⑬ 年金受取機関		(フリガナ)	ネンキン		タロウ
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名	(氏)	年金	
2. ゆうちょ銀行(郵便局)				(名)	太郎
年金送付先	⑭ 金融機関コード	⑮ 支店コード	(フリガナ)	銀行 信組 協 信連 漁協	⑰ 預金種別
	10120				1. 普通 2. 当座
ゆうちょ銀行	⑱ 預金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明		
	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)	*通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。 *請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 *貯蓄預金口座又は貯蓄貯金口座への振込みはできません。		
	10120	10123451	印		
	⑲ 支払期コード	*口座をお持ちでない方や口座でのお受取が困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。			
	1008996				

記号 10120      番号 10123451

おなまえ  
ネンキン タロウ 様

株式会社 ゆうちょ銀行  
(金融機関コード: 9900)

印紙税申告納付につき〇〇  
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください

## 記入例②

⑬ 年金受取機関		(フリガナ)	ネンキン		ハナコ
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名	(氏)	年金	
2. ゆうちょ銀行(郵便局)				(名)	花子
年金送付先	⑭ 金融機関コード	⑮ 支店コード	(フリガナ)	銀行 信組 協 信連 漁協	⑰ 預金種別
	19000-2				1. 普通 2. 当座
ゆうちょ銀行	⑱ 預金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明		
	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)	*通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。 *請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 *貯蓄預金口座又は貯蓄貯金口座への振込みはできません。		
	19000-2	7654321	印		
	⑲ 支払期コード	*口座をお持ちでない方や口座でのお受取が困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。			
	1008996				

記号 19000-2      番号 7654321

おなまえ  
ネンキン ハナコ 様

株式会社 ゆうちょ銀行  
(金融機関コード: 9900)

印紙税申告納付につき〇〇  
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください

ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフンに引き続く数字)がある場合のみ記入。

口座番号は右詰めで記入するので番号が7桁以下の場合、左側に空欄が残ります。

(5) 「公金受取口座」を振込先とする場合の記入例

記入例①

<b>● 年金受取機関 ※</b> 1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) ② <b>ゆうちょ銀行 (郵便局)</b> <input checked="" type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に○をつけてください。		(フリガナ)	ネンキン	ハナコ
				口座名義人氏名	年金	花子
年金送金先	金融機関	① 金融機関コード	② 支店コード (フリガナ)	銀行 (フリガナ)	本店	① 預金種別
				信託協進信託連携	支店	② 口座番号 (左詰めで記入)
		③ 貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※貯金通帳口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。		
	ゆうちょ銀行	記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)		請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。
		1 9 0 0 0 - 2		7 6 5 4 3 2 1		1. 普通 2. 当座

※通帳等の写し (金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面) を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、してください。

記入例②

<b>● 年金受取機関 ※</b> ① 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行 (郵便局) <input checked="" type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に○をつけてください。		(フリガナ)	ネンキン	イチロウ
				口座名義人氏名	年金	一郎
年金送金先	金融機関	① 金融機関コード	② 支店コード (フリガナ)	銀行 (フリガナ)	本店	① 預金種別
			ネンキン	タカイド	支店	② 口座番号 (左詰めで記入)
		③ 貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※貯金通帳口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。		
	ゆうちょ銀行	記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)		請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。
		-		高井戸		1. 普通 2. 当座

※通帳等の写し (金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面) を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、してください。

※年金給付の受取口座に公金受取口座を利用する意志確認ができた場合、金融機関若しくはゆうちょ銀行の証明又は通帳等の写しの添付は不要です。

## 7. 障害状態確認届について

「かけはし」第76号より

### (1) 障害状態確認届とは

障害給付※1の受給権者となった者のうち、今後も障害の程度の審査※2が必要であると厚生労働大臣に指定された者が、障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を提出する際の届書を「障害状態確認届」といいます。

「障害状態確認届」は、審査の必要な時期に障害年金の受給権者宛てにお送りします。

<解説>

- ※1 障害給付とは、障害基礎年金、障害厚生年金のほか、旧三共済、旧農林共済、旧法による障害年金を含みます。
- ※2 「障害状態確認届」は、厚生労働大臣が指定した年（1～5年ごと）に送付します。誕生月の月末までに提出していただき、日本年金機構が審査します。

### (2) 障害状態確認届の送付

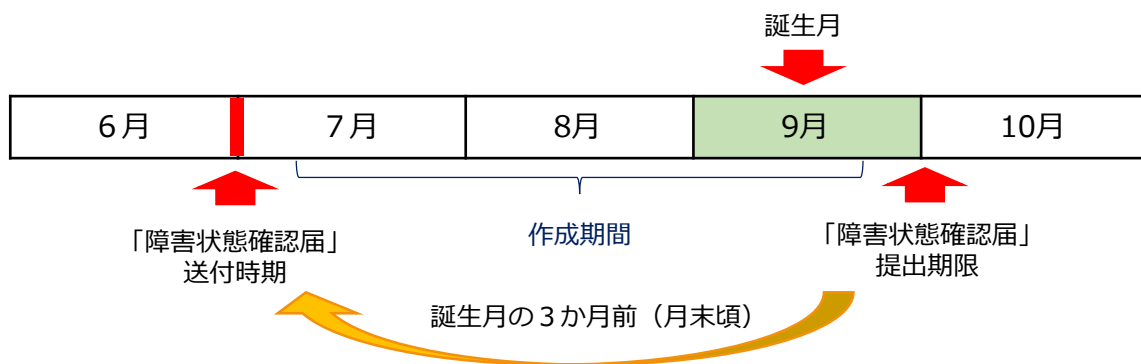
「障害状態確認届」は、受給権者の誕生月の3か月前（月末頃）に、日本年金機構から返信用封筒を同封して送付します。

以前は誕生月の前月末に送付していましたが、作成期間は1か月間しかありませんでしたが、令和元年8月生月者分から作成期間が3か月間に拡大されました。

また、20歳前障害基礎年金等の受給権者が提出する「障害状態確認届」についても、以前は6月末頃に送付して7月末までに提出する必要がありました。

令和元年7月1日からは、誕生月の3か月前の月末頃に送付して、誕生月の月末までに提出することになっています。

例えば、9月生まれの者は6月末に送付されますので、医療機関に記入を依頼して誕生月の月末までに提出します。



「障害状態確認届」を送付した障害基礎年金等の受給権者については、現況届（診断書）要提出者一覧表を市区町村宛てに送付しますので、ご照会や相談の際にご活用ください。

なお、「障害状態確認届」を提出する際、同封した返信用封筒が無い場合は、送付先を年金事務所に確認してください。

?? ~こんなときどうする?~



誕生月の前月になっても「障害状態確認届」が届かない場合は、申請すれば再発行してもらえますか？



このようなお問合せがあった場合は、**窓口交付用の様式**をお渡ししますので、お近くの年金事務所にご相談いただくようご案内してください。

なお、お客様がお急ぎの場合は、新規請求用の診断書様式をお渡しください。



### 「障害状態確認届」以外の様式で提出する場合の留意点

1. 診断書左上に基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日を記載してください。

2. 市区町村で受付した場合は、診断書右上に市区町村の受付印を押してください。

(基礎年金番号) (年金コード) (氏名) (生年月日)  
1230-999999-5350 精神 厚子 昭39年11月25日生

〇〇市  
年金係  
2022.3.13

(精)

国民年金  
厚生年金保険

診 断 書

(精神の障害用)

(フリガナ) 氏名	セイシン アツコ 精神 厚子	生年月日	昭和 39 年 11 月 25 日 (57歳)
住所	住所地の郵便番号 999 - 9999	東京 都	高井戸 市 機構町 9-9-9
①	双極性障害	② 傷病の発生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 27 年 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 診療録で確認



～こんなときどうする？～



機構から送付された「障害状態確認届」をなくしたと思い、それ以外の様式で手続きを進めていたら、機構から送付された「障害状態確認届」が見つかりました。機構から送付された「障害状態確認届」は破棄していいですか？

機構から送付した「障害状態確認届」は、基礎年金番号等が記載されているため、破棄せずに作成した「『障害状態確認届』以外の様式」と一緒にご提出ください。



### (3) 提出勧奨

「障害状態確認届」の提出がない受給権者に対しては、督促用の障害状態確認届（現況届）を送付して提出勧奨を行います。

「障害状態確認届」が誕生月の月末までに提出されない場合は、誕生月の翌月後、最初に到来する年金の支払分から一時差止めとなる場合もあります。また、受給権者には「障害状態確認届（診断書）の提出について（督促）」のお知らせ文書をお送りしています。



～提出期限を過ぎてから障害状態確認届が提出された場合について～



障害状態確認届の現症日が提出期限を過ぎていても、提出は可能ですか？

提出期限を過ぎてても提出は可能です。  
ただし、提出時期と現症日によって年金の支払いが差止になる期間が発生する場合があります。



提出期限までに提出ができない場合、私の年金はどうなりますか？

一時差止めをする場合があります。提出期限までに提出ができない場合は、お近くの年金事務所にご相談していただき、お早めに提出をお願いします。

